

市第46号議案

横浜市印鑑条例の一部改正

横浜市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月3日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市印鑑条例の一部を改正する条例

横浜市印鑑条例（昭和52年3月横浜市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「名又は氏名」を「名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏であって、住民基本台帳に記録されているものをいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称であって、住民基本台帳に記録されているものをいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称」に改め、「住民基本台帳に記録されている通称（以下「通称」という。）、通称の一部若しくは通称の一部を組み合わせたもの又は」を削り、「若しくは片仮名表記」を「又は片仮名表記」に改め、同条第3号中「氏名」の次に「、旧氏又は通称」を加え、「表わしている」を「表している」に改める。

第6条第1項第3号中「氏名（）」の次に「旧氏が記録されている者にあってはその旧氏、」を加え、「、通称」を「通称」に改める。

第14条第6号中「氏」の次に「（旧氏が記録されている者にあっては、その旧氏を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

提 案 理 由

住民基本台帳に記録されている旧氏を表している印鑑を印鑑の登録の対象に加える等のため、横浜市印鑑条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市印鑑条例（抜粋）

(上段 改正案)
(下段 現行)

(登録申請の不受理)

第5条 区長は、登録申請に係る印鑑が、次のいずれかに該当する場合は、当該登録申請を受理しないものとする。

- (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏であって、住民基本台帳に記録されているものをいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称であって、住民基本台帳に記録されているものをいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの（外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）にあっては、住民基本台帳に記録されている通称（以下「通称」という。）、通称の一部若しくは通称の一部を組み合わせたもの又は住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名による表記（以下「片仮名表記」という。）、片仮名表記の一部又は片仮名若しくは片仮名表記の一部を組み合わせたもので表しているものを除く。）

(第2号省略)

- (3) 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表していいるもの

(第4号から第7号まで省略)

(印鑑登録原票)

第6条 区長は、登録申請を受理したときは、印鑑登録原票に、印影のほか次の事項を登録しなければならない。

(第1号及び第2号省略)

(3) 氏名 (旧氏が記録されている者にあってはその旧氏、外国人住民にあっては通称又は片仮名表記を含む。、通称)

(第4号から第6号まで及び第2項省略)

(印鑑登録原票の消除)

第14条 区長は、次のいずれかに該当する場合は、印鑑登録原票を消除しなければならない。

(第1号から第5号まで省略)

(6) 氏 (旧氏が記録されている者にあっては、その旧氏を含む。)
又は名 (外国人住民にあっては、通称又は片仮名表記を含む。
。) が変更されたため、登録印鑑が第5条第1号の規定に該当することとなったとき。

(第7号省略)